

第3. 風致・景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環企自第570号）」（以下審査指針という。）及びこれらによらないことができる特定地域における特定行為の認定（別記：P. 25）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物 (1)建築物	<p>建築物が自然景観を損うことなく、自然にとけこみ、自然公園にふさわしい雰囲気をかもし出すよう、以下に留意する。なお、審査指針の適用の特定地域に認定されているとともに、他法令による制限、自治会と開発業者との協定等のある、奥池地区（これまでに芦有開発株式会社及び東洋不動産株式会社に対し造成が許可された分譲地）における建蔽率等については別記（P. 15）の通り。</p> <p>①高さ</p> <p>行政間の指導の整合性の維持のため、風致地区にあっては、そこで許容される範囲の高さ、即ち10m（建築基準法の算定方法による）以下となるよう指導する。但し、傾斜地においては、地上に露出する部分の建築設備を含む最高部と最低地盤との差を高さとして算定する、審査指針による許容範囲の13mを越えないよう十分に留意する。</p>